インセンティブ・ペナルティに関する覚書【ひな形】

第１条　この覚書は，福岡市（以下「市」という。）と指定管理者【指定管理者名】（以下「指定管理者」という。）が，平成　年　月　日付で締結した【施設名】の管理に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）第　条に規定するインセンティブ・ペナルティに関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　この覚書は，指定管理者が，基本協定書第　条に定める指定期間の次の指定期間の当該施設の指定管理者の選定（以下,「次の選定」という。）に応募した場合に適用するものとする。

第３条　前条の応募には，指定管理者の構成団体が，他の共同事業体の構成団体として応募した場合及び単独で応募した場合も含むものとする。

第４条　基本協定書第　条第　項に定めるとおり，次の選定時の評価において，提案に対する評価に加えて，評価の満点に対して５％を上限とする点数を加点または減点するものとする。

第５条　加点または減点する点数については，次の表の毎年度実施する福岡市文化施設管理運営評価委員会の結果の区分に応じて定めるインセンティブ・ペナルティの率を，平成26年度から平成29年度まで合計し，その総計に次の選定時の評価の満点を乗じて算出する。

福岡市文化施設管理運営評価委員会の結果	インセンティブ・ペナルティの率
⑤特に優れていると認められる(90点以上)	２％
④優れていると認められる(75点以上90点未満)	１％
③適正であると認められる(60点以上75点未満)	０％
②努力が必要であると認められる(40点以上60点未満)	－１％
①かなりの努力が必要であると認められる(40点未満)	－２％

２　前項において，インセンティブ・ペナルティの率の総計が－５％未満の場合は－５％を，５％を超える場合は５％を乗じる。

第６条　この覚書に対し疑義が生じた場合は，市が見解を示し，指定管理者に通知するものとする。